

2018年「太陽と緑の週」休日調査の集計結果について

日本労働組合総連合会新潟県連合会

I. 調査の概要

①調査の目的

本調査は、連合新潟加盟組合の4月末から5月初旬にかけての休日を明らかにし、この期間を「太陽と緑の週」として定着させるとともに、連続休暇取得のための足掛かりとすることを目的としています。

②調査対象組合

連合新潟加盟組合の民間241組合(運輸・ハイタク・流通関係を除く)を対象としました。

③調査・集計

往復はがきによるアンケート方式で、2018年3月に実施しました。3月31日までに回答のあった155組合(回収率65.4%)のうち、各項目で集計可能な組合の結果は以下のとおりです。

1. 「太陽と緑の週」休日調査集計(4月28日(土)から5月6日(日)の9日間)

(1)業種別集計

業種	調査対象組合数	回答組合数	4/28(土)	4/29(日) 昭和の日	4/30(月) 振替休日	5/1(火)	5/2(水)	5/3(木) 憲法記念日	5/4(金) みどりの日	5/5(土) こどもの日	5/6(日)	平均休日数
鉱業	2	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	8.0
建設業	19	10	8	9	9	3	1	9	9	9	9	6.6
製造業	164	113	95	106	91	55	38	103	106	106	106	7.1
電気・ガス・熱供給・水道業	12	9	5	6	6	2	1	6	6	6	6	4.9
情報通信業	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	8.0
金融・保険業	2	2	1	2	2	0	0	2	2	2	2	6.5
不動産業	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	7.0
医療・福祉	13	8	7	8	8	1	0	8	8	8	8	7.0
複合サービス業	5	4	2	4	4	0	0	4	4	4	4	6.5
サービス業・その他	17	5	2	3	2	0	0	2	2	2	3	3.2
計	237	155	124	142	126	63	41	138	141	141	142	6.8

(2)規模別集計

規模	調査対象組合数	回答組合数	4/28(土)	4/29(日) 昭和の日	4/30(月) 振替休日	5/1(火)	5/2(水)	5/3(木) 憲法記念日	5/4(金) みどりの日	5/5(土) こどもの日	5/6(日)	平均休日数
1000人以上	29	25	21	23	23	13	8	23	23	23	23	7.2
300人～999人	50	35	31	33	29	17	12	33	33	33	33	7.3
100人～299人	75	56	44	53	44	21	15	50	52	52	53	6.9
99人以下	83	39	28	33	30	12	6	32	33	33	33	6.2
計	237	155	124	142	126	63	41	138	141	141	142	6.8

(3)過去の平均休日数の推移(単位:日)

2018年	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年	2003年	2002年	2001年	2000年
6.8	6.9	7.1	6.7	7.1	7.6	6.9	7.1	5.9	6.2	7.6	7.5	7.5	7.0	6.0	6.9	7.6	7.4	7.6

(4)連休パターン(9～3連休のパターン)

	4/28(土)	4/29(日) 昭和の日	4/30(月) 振替休日	5/1(火)	5/2(水)	5/3(木) 憲法記念日	5/4(金) みどりの日	5/5(土) こどもの日	5/6(日)	該当組合数	比率	(参考) 昨年度	該当組合数	比率	
9連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	31	20.0%				
9連休合計											31	20.0%	9連休	41	27.5%
8連休		○	○	○	○	○	○	○	○	4	2.6%				
8連休合計											4	2.6%	8連休	4	2.7%
7連休	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0.0%				
7連休合計											0	0.0%	7連休	1	0.7%
6連休	○	○		○	○	○	○	○	○	1	0.6%				
6連休合計											1	0.6%	6連休	1	0.7%
5連休	○	○	○		○	○	○	○	○	1	0.6%				
5連休	△	△			○	○	○	○	○	1	0.6%				
5連休合計											2	1.3%	6連休	86	57.7%
4連休	○	○	○	△		△	○	○	○	75	48.4%				
4連休	△	○	△	△		○	○	○	○	26	16.8%				
4連休合計											101	65.2%	4連休	3	2.0%
3連休	△	○	△				○	○	○	2	1.3%				
3連休合計											2	1.3%	3連休	6	4.0%
9～3連休合計											141	91.0%	9～3連休	142	95.3%

○=休日 △=休日/出勤日のいずれか 空白=出勤

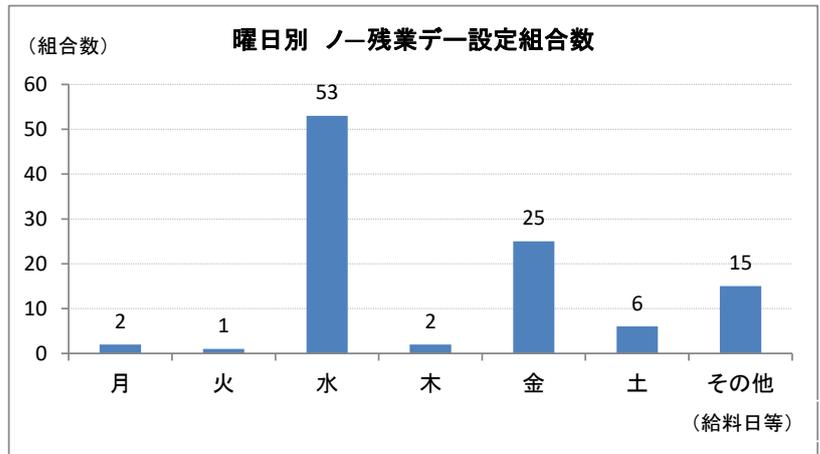
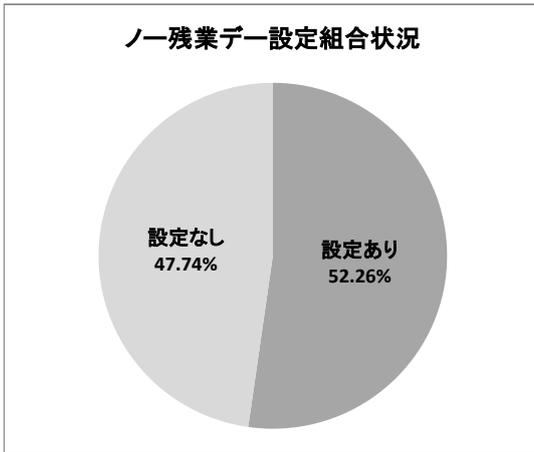
※ 調査の概要

- 4月28日から5月6日まで(9日間)の平均休日数は、6.8日で昨年(2017年)より、0.1日の微減でした。この間、9連休とした組合は31組合でした。また、6連休以上の組合は36組合で全体の23.2%で昨年より8.6%減少しました。
- 業種別では、鉱業、情報通信業が8日、製造業、不動産業、医療・福祉が7日以上と平均休日数が多くなっています。
- 規模別では、300～999人が最も多く7.3日となっており、99人以下が6.2日とやや少なくなっています。
- メーデー(5月1日)が休日となっている組合は40.6%でした。(昨年は月曜日で30.3%)

◎ノー残業デーの設定状況

(複数曜日設定あり)

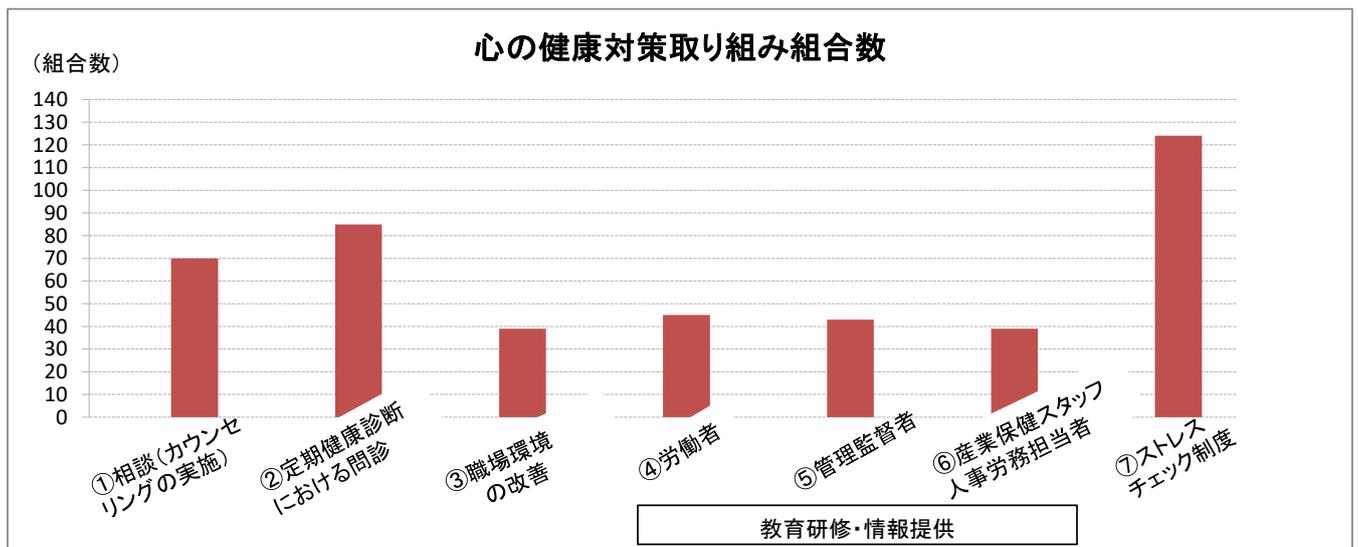
	月	火	水	木	金	土	その他	設定あり	設定なし
ノー残業デー設定組合数	2	1	53	2	25	6	15	81	74



◎心の健康対策(メンタルヘルス)への取り組み状況

(複数回答)

	取り組みあり	①相談(カウンセリングの実施)	②定期健康診断における問診	③職場環境の改善	教育研修・情報提供			⑦ストレスチェック制度の導入	取り組みなし
					④労働者	⑤管理監督者	⑥産業保健スタッフ		
取り組み組合数	145	70	85	39	45	43	39	124	10



Ⅱ. 今後の取り組みと課題

①ワーク・ライフ・バランスという理念を実践に移す一つ的手段として、連合がめざす年間総実労働時間1,800時間の実現のためにも夏季(お盆)休暇や年末年始、『太陽と緑の週』を労使協議などをすることにより、計画年休制度や、長期休暇制度を活用して長期連休とすることが重要です。

②所定外労働時間は臨時、緊急の時にのみ行うものです。労働時間に関する意識の改革とともに、『ノー残業デー』の導入・拡充等による所定外労働時間の削減を図ることが重要です。今回の調査では、52.3%(昨年調査53.9%)の労働組合で『ノー残業デー』が設定されており、その内65.4%が水曜日を『ノー残業デー』としています。理由の多くは週の中で心身をリフレッシュし仕事にメリハリをつけ業務効率の向上をはかる狙いがあるものと思われます。

③心の健康対策(メンタルヘルス)は93.5%(昨年調査92.4%)の労働組合で何らかの対策が行われています。労働者の健康の保持増進のためにも、メンタルヘルスクアの実施と、疲労を蓄積させない又は疲労を軽減させるような労働時間等の設定が重要です。

④連合は、メーカーの休日化の運動を引き続き進めますが、当面は各組合で5月1日が休日となるように引き続き取り組みを進めることとします。